

平成26年6月27日

意見書第23号

(会議)

広島市議会議長
碓井法明様

提出者
広島市議会議員

谷口修 山田春男

若林新三 渡辺好造

藤田博之 村上厚子

八條範彦

地方財政の充実・強化を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

} あて

広島市議会議長名

地方財政の充実・強化を求める意見書案

子育て、医療、介護などの社会保障や環境対策など地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税を含む一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率や償却資産に係る固定資産税の見直しなどが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った地方交付税を含む一般財源総額を確保するためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税の在り方について決定する必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成27年度（2015年度）の地方財政計画、地方交付税を含む一般財源総額の拡大に向けて、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 地方財政計画、地方税の在り方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき、一方的に決するのではなく、「国と地方の協議の場」で十分な協議の下に決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と待遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政

需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税を含む一般財源総額の拡大を図ること。

3 債却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。